

「ソフトテニス大会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」

2020年 6月 2日
(2022年 6月 12日 改訂)
公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

1 はじめに

2020年5月4日第33回新型コロナウイルス感染症対策本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、今後の持続的な対策を見据え、同年5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「連盟」という）は「ソフトテニス大会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を作成し、現在まで自主的な感染防止のための取組みを進めてきた所です。

この2年間においては、感染の拡大・縮小の繰り返しにより、当初制定したガイドラインを継続使用してきましたが、大会・イベントとの両立を鑑み、且つ現状の変化等を踏まえ、改訂の時期であると判断したため、ここに当初のガイドラインを改訂することとします。

なお、大会・イベントの実施に当たっては、従来通り「基本的対処方針」「専門家会議の提言」等に基づき開催地の知事の方針に従うことが大前提となりますが、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局への確認も必要であり、且つ最終的な開催の可否は、主催者の責任で判断することが求められます。

本ガイドラインは、各種大会・イベントの実施に当たっての基準や、開催時における感染拡大予防のための留意点についてまとめたものとなりますので、本基準を参考として今後の大会・イベントを開催してください。

2 大会・イベント再開にあたっての基本的な考え方について

大会やイベント開催につきましては、各都道府県の方針に従うことが前提ですので、施設が所在する都道府県のスポーツ主管課等への確認が必要ですが、最終的な開催可否については主催者の責任で判断することが必要となります。

- (1) 全国的かつ大規模な大会・イベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない、あるいは感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、延期、中止等の適切な対応を取ることが必要です。
- (2) 屋外での大会、あるいは参加者が特定された地域大会・イベント等については、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策（後述「3 大会・イベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施することができます。また、その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとることは必要となります。

3 大会・イベント開催・実施時の感染防止策について

【感染予防策】は、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、参加者が大会・イベントに安全・安心に参加できるよう、主催者（主管団体）が運営に当たり留意すべき感染防止の事項を取りまとめたものです。

大会・イベントの主催者（主管団体）は、本内容を踏まえ、各イベントの特性を勘案して、

感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理しなければなりません。

なお、各事項については、チェックリスト化し適切な場所に掲示する等、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組む必要があります。

(1) 参加募集時の主催者（主管団体）の対応

- ① 大会・イベント参加募集に際して、感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、大会要項に記載することで協力を求めること。
なお、協力を得られない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会・イベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知すること。
- ② 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせるよう促すこと。
 - ・体調がよくない場合（発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ③ マスク（出来れば不織布）を持参するよう指示し、会話をする際には着用させること。
- ④ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守させること。
- ⑤ 大会・イベント終了後 1 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告させること。

(2) 参加受付時、主催者（主管団体）の対応

- ① 受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会・イベントを開催・実施すること。
- ② 受付窓口には、手指消毒剤を配備すること。
- ③ 参加料の徴収を、できるだけ事前振込等で行い、当日の現金授受は極力避けること。
- ④ 発熱者・有症状者の入場は断ることを大会要項に明記し、イベント開催までの間に周知を図ること。
- ⑤ 人と人が対面する場合は、換気を徹底すること。また、受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。
- ⑥ 受付時に距離をおいて並べるよう呼びかけること。
- ⑦ 当日の受付のほか、前日の受付を行う等、当日の混雑を極力避けること。

(3) 大会・イベント参加者への対応

- ① 参加者・運営スタッフは当日の受付の混雑を避けるため、氏名等、下記内容をまとめたシートを事前に作成し大会・イベント当日に提出させるか、あるいは、内容を網羅したシステム等を使用することにより体調の確認をすること。
 - ・氏名・住所・連絡先（電話番号）
 - ・当日の 1 週間前までにおける発熱等の感染症状の有無
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 会話をする場合、密集する場合はマスクを着用すること。
プレー中あるいは気温・湿度が高い際のマスク着用は、人と十分な距離（少なくとも 2m 以上）を確保できる場合には外すよう促すこと。
なお、諸事情によりマスクを着用しない場合は、会話を控えるとともに、会話の時には距離を取るか向かいあわないように気を付け、咳エチケットを徹底させること。

③ 大会・イベント参加前後の留意事項

大会・イベントに参加する個人や団体は、前後のミーティングにおいても三つの密を避けること。

また、会話時にはマスクを着用する等の感染対策に十分に配慮すること。

特に感染リスクが高まる「飲酒を伴う懇親会等」や、「大人数や長時間におよぶ飲食」については、周囲の状況を踏まえ、開催を控えることも求める必要がある。

(4) 大会の主催者（主管団体）が準備すべき事項

- ① 主催者（主管団体）は、参加者が手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要である。
- ・ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
 - ・ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求め、共通タオルを使用しないようにすること。
- ※ハンドドライヤー設備は、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認できる場合は使用を可としてもよい。
- ・ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。
- ② 更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられるため、大会の主催者（主管団体）は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が集合する招集場所について、以下に配慮して準備することが求められる。
- ・ 換気扇を常に回す、あるいは換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
 - ・ 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。また、休憩・待機スペースでは、対面で食事や会話をしないように促すこと。
 - ・ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限するとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促す等の対策を行う等の措置を講じること。
 - ・ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については手指消毒液を配置し、参加者への手洗い・手指消毒の励行を指示する。
 - ・ 入退室の前後での手洗いを徹底すること。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を徹底すること。）
- ③ 洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられるため、主催者は、ソフトテニスを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理

することが必要である。

- ・換気扇を常に回す、あるいは換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・トイレ内の複数の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については手指消毒液を配置し、参加者への手洗い・手指消毒の励行を指示する。

・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示あるいは周知すること。

- ・手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・手洗い後にマイタオルの使用を求め、共通タオルを使用しないように促すこと。

※ハンドドライヤー設備は、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認できる場合は使用を可としてもよい。

- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限や利用時間をずらす工夫を行うとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促す等の対策を行うこと。
- ・入退室の前後での手洗いを徹底すること。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を徹底すること。）

④ 飲食物を提供する際は、飲食店に準拠した対応をする必要があるので、飲食店ガイドラインやルール、各都道府県の要請等に従うようにすること。

- ・飲料水については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供し、廻しのみは行わないこと。（ドーピング検査の対象となる者が参加する大会では、未開封の飲料を提供しなければならない。）
- ・果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供する等、工夫を行うこと。

⑤ 大会を有観客開催する場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らす等の対応をとることが求められる。

開催にあたっては、大声で声援を送らないことや会話を控えることを基本とし、大声での歓声、声援等が想定される大会の場合は、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることが必要であり、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。

なお、全国的又は大規模な大会が開催される場合は、時間差入場等を行うことや、選手等と観客が接触しないよう確実な措置を講じることも必要である。

また、大声での歓声、声援等がないことを前提の大会の場合は、収容率上限 100%での開催も可能であるが、その際は、マスク着用率 100%を担保すること、大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うことが必要である。

⑥ 大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要がある、具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられる（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、又は常時換気）。

⑦ ゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスク（品質の確かな、できれば不織布）を着用し、外した後は、石鹸と流水で手等を洗うことが必要である。

⑧ 大会の主催者（主管団体）自身についても、感染症の拡大を防ぐため、以下の事項を実施することが求められる。

- ・スタッフに対して新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底すること。

- ・健康観察アプリ等を活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医等に適切に相談するよう促すこと。
- ・ワクチン接種、ウイルス検査・受診に適切に対応すること。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ・打合せ会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。やむを得ず対面で会議を実施する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク（品質の確かな、できれば不織布）着用を留意すること。

(5) 選手が大会、イベントに参加する際の留意点

- ① 参加者は大会・イベント開始前に検温をし、その他必要事項を運営側に報告をすること。
- ② 会話をする際はマスクを着用すること。
- ③ 会場内では他人との距離を 2メートル確保すること。また、コート内においてペアで話をする際には、対面しないようにすること。
- ④ マッチ開始前の挨拶、トスおよび終了後の挨拶はネットから 1 m 程度離れて行うこと。また終了後の選手間での握手も禁止とすること。
- ⑤ ペア等とのハイタッチや握手は行わず、至近距離での声掛けも行わないこと。
- ⑥ 団体戦においては、ベンチの選手間の距離を一定間隔保ち応援するよう努力すること。
- ⑦ 一般の応援者については、観客席が「密」にならないように、一定の距離を保って観戦するよう、チームごとで応援者に注意喚起を行うこと。
- ⑧ 用具、用品（ラケット、タオル、ウェア等）のシェアをしないこと。また、マイボトルを用意し、チーム内でのコップの共有、使い回しを行わないこと
- ⑨ マッチ終了の度に、こまめな手洗いを行うこと。
- ⑩ 飲食については、周囲の人とできる限り対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること。飲食時以外はマスク（品質の確かな、できれば不織布）着用を徹底すること。
また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。加えて、指定場所は換気を十分に行うこと。
- ⑫ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。
- ⑬ 会場において発生したゴミは、各自で必ず持ち帰ること。

(6) その他の留意事項

- ① チーム内等において、感染者が発生した場合は、感染者および濃厚接触者の活動を停止するとともに該当者の大会への出場を中止し、関係者に連絡すること。
- ② 大会、イベントの主催者（主管団体）は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報への取扱いに十分注意しながら、参加者より提出を求めた情報について、保存期間（少なくともイベント実施から 2 週間以上）を定めて保存しておくこと。
- ③ 大会開催後に大会参加者・関係者らの感染が判明した場合には、速やかに各都道府

県連盟に報告，各都道府県連盟は日本ソフトテニス連盟に報告すること。

- ④ 感染者が発生したとしても、その者を誹謗中傷したり、非難したりすることが無いように配慮すること。
- ⑤ 各地域の事情を踏まえ、本ガイドライン以外に必要なことは主催者（主管団体）で実施すること。

以上

【参考】

※新型コロナウイルス感染症陽性だった場合の療養解除について

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」 5－4

<https://www.mhlw.go.jp/content/000928216.pdf>